

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
Ⅱ 記載要領及び留意事項 関税法関係 携帯品・別送品申告書（C－5360） <申告書 A 面> 1 入国（帰国）時に、家族が同時に税関検査を受ける場合には、代表者が当該申告書を記入し、「同伴家族」欄に代表者本人を除く同伴家族の人数を記入する。 2 「搭乗機（船）名」欄には、入国（帰国）の際に搭乗した航空機の便名若しくは乗船した船舶名を、「出発地」欄には、出発地の都市名を記入する。 3 「下記に掲げるものを持っていますか？」欄には、入国（帰国）の際に持ち込むもので、①から⑥までの質問事項に該当するものがある場合には「はい」に、該当するものがない場合には「いいえ」にチェックを記入する。 4 「100万円相当額を超える現金、有価証券又は 1 kg を超える貴金属などを持っていますか？」欄で、「はい」にチェックをした方は、当該申告書とは別に「支払手段等の携帯輸入届出書」の提出が必要。 5 入国（帰国）時に携帯せず、郵送などの方法により別に送った手荷物等がある場合には、「別送品」欄の「はい」にチェックを記入し、送付梱包数を記入する。 <申告書 B 面> 1 「入国時に携帯して持ち込むもの」欄には、入国（帰国）時に携帯して持ち込むものを全て記入する。ただし、酒類、たばこ及び香水（乗組員にあっては酒類、たばこ、のり及び時計）以外の物品で 1 品目毎の海外市価の合計額が 1 万円以下（乗組員にあっては 1,000 円以下）のものについては、記入不要。 2 「価格」欄には、1 品目毎の合計額を記入する。なお、記入にあたっては、通貨単位も記入すること。	Ⅱ 記載要領及び留意事項 関税法関係 携帯品・別送品申告書（C－5360） <申告書 A 面> 1 入国（帰国）時に、家族が同時に税関検査を受ける場合には、代表者が当該申告書を記入し、「同伴家族」欄に代表者本人を除く同伴家族の人数を記入する。 2 「搭乗機（船）名」欄には、入国（帰国）の際に搭乗した航空機の便名若しくは乗船した船舶名を、「出発地」欄には、出発地の都市名を記入する。 3 「下記に掲げるものを持っていますか？」欄には、入国（帰国）の際に持ち込むもので、①から④までの質問事項に該当するものがある場合には「はい」に、該当するものがない場合には「いいえ」にチェックを記入する。 4 「100万円相当額を超える現金、有価証券又は 1 kg を超える金地金などを持っていますか？」欄で、「はい」にチェックをした方は、当該申告書とは別に「支払手段等の携帯輸入届出書」の提出が必要。 5 入国（帰国）時に携帯せず、郵送などの方法により別に送った手荷物等がある場合には、「別送品」欄の「はい」にチェックを記入し、送付梱包数を記入する。 <申告書 B 面> 1 「入国時に携帯して持ち込む」欄には、入国（帰国）時に携帯して持ち込むものを全て記入する。ただし、酒類、たばこ及び香水（乗組員にあっては酒類、たばこ、のり及び時計）以外の物品で 1 品目毎の海外市価の合計額が 1 万円以下（乗組員にあっては 1,000 円以下）のものについては、記入不要。 2 「価格」欄には、1 品目毎の合計額を記入する。なお、記入にあたっては、通貨単位も記入すること。

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
関税定率法関係 用途外使用に該当しない用途の使用届（T-1285） 特例申告貨物にあつては、「輸入の許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号をかつこ書する。 <u>関税暫定措置法基本通達 10-1 なお書に規定する「用途外使用に該当しない用途の使用届（航空機の緊急的な修理用部分品関係）」として使用する場合にあつては、添付する契約書等の契約期間又は更新期間を余白に付記する。なお、届出時において、譲渡する物品が未定の場合には、「輸入許可税関」、「関税の軽減等又は免除を受けた用途及び使用場所」及び「用途外使用に該当しない用途及びその理由」の欄を除き、「未定」と記載する。</u>	関税定率法関係 用途外使用に該当しない用途の使用届（T-1285） 特例申告貨物にあつては、「輸入の許可の年月日」欄に特例申告書の提出年月日を、「輸入許可書の番号」欄に特例申告書の番号をかつこ書する。